

情報技術革新と銀行機能の再編成

池 尾 和 人

1. はじめに
2. 銀行機能の構成要素
3. 預貸活動と情報技術革新
4. 決済機能と情報技術革新
5. 諸機能の解き離しと括り直し

1. はじめに

わが国の銀行法は、①預金または定期積金の受け入れと資金の貸し付けまたは手形の割引とを合わせ行うこと、②為替取引を行うことのいずれかの営業が「銀行業」であり、大蔵大臣の免許を受けて銀行業を営む者が「銀行」と定義している。また、米国の銀行持ち株会社法においても、要求払い預金の受け入れと商業貸付を合わせ行うものを「銀行」と定義している。こうした銀行の定義は、確かに、これまでのわれわれの銀行に対するイメージにかなったものであったといえる。

しかし、近年の情報処理・通信技術の革新とその金融業務への応用の進展は、銀行活動の内容を急激に変貌させつつあり、もはや従来通りのかたちで銀行業に関するイメージを安定的に取り結ぶことは難しくなっている。例えば、セキュリティゼーション（証券化）の進展は、銀行による金融サービスの提供が必ずしも「資金の貸し付け」といった行為と結合した形態をとるとは限らない状況を生み出しつつある。それとともに、上記のような

銀行の法的定義についても、新たに解釈し直す必要が生じているように思われる。

そこで本論文では、まず伝統的な定義に則して、これまで銀行が果たしてきた金融機能（銀行機能）の内容を明らかにし、次に技術革新のインパクトを受けて、そのそれぞれがどのような変容を遂げているかについて検討してみたい。そうした検討を通じて、新たな銀行概念の明確化に多少とも資することが本論文の狙いである。本論文の以下の部分は、次のように構成される。

まず、2.では、伝統的な銀行機能の構成要素が変換機能、与信機能および決済機能であることを確認する。ついで、前二者の機能と情報処理・通信技術の革新の関連について3.で、決済機能と情報処理・通信技術の革新の関連について4.で、それぞれ検討する。そして最後（5.）に、これまで一体化して遂行されてきた、これらの諸機能が解き離される傾向がみられ、これは新たな機能の括り直しにつながるものであることを確認した上で、それに関連した政策的含意を簡単に述べて、結びに代える。なお、本論文では、事実知識的

な面については、ある程度既知であることを前提として詳述しない。¹⁾

2. 銀行機能の構成要素

銀行法における定義の①の部分が示唆している銀行機能は、通常、金融仲介機能と呼ばれるものに相当する。しかし、この金融仲介機能は、さらに⑦期間およびロットの変換と、④信用リスクの評価と負担という、2種類の機能に分けて理解することが可能である。換言すると、概念的には《預金→貸出》の過程は、《預金→X》と《X→貸出》という2種類の活動に分けて考えることができる。ここでのXは、貸出と残存期間やロットは等しいが、信用リスクを伴わない（仮定の）資産とする。

前者の活動は、預金を受け入れ、その資金を長期の大口安全資産（X）に運用するという活動であり、その本質は、期間およびロットの変換機能に他ならない。これに対して後者の活動は、長期の大口安全負債（X）の発行によって資金調達を行い、それを同種の危険資産に運用するという活動であり、その本質は、信用リスクの評価と負担にあると考えられる。ここでは、⑦を変換機能、④を与信機能と呼ぶことにする。

実際にも、変換と与信という2つの機能は、必ず結合的に提供されなければならないものではない。小口の預金集めに専念し、調達した資金をもっぱら国債の購入やマネー・マーケットに放出するかたちで運用している銀行は、実質的に前者の機能遂行に特化しているといえる。逆に、米国のマネー・センター・

バンクを典型とするような、運用資金をもっぱら市場性資金の“購入”に頼っているホールセール型の銀行は、後者の機能遂行に特化しているといえる。

他方、銀行法における定義の②が意味する銀行機能は、決済機能である。決済機能とは、広義には顧客間の資金の受け渡し（支払い）を媒介する働き（資金流通サービスの提供）のことであるが、狭義には決済手段の提供機能を意味する。決済手段とは、その受け渡しによって債権・債務関係が清算された、あるいは取引が完了したと社会的に承認される（完了性 finality をもたらす）資産を指すと定義でき、経済学的には貨幣（money）と同義語であるとみなせる。

現代の日本社会において、最も厳密な意味で決済手段として認められているのは、法的に強制通用力を与えられた法貨（legal tender）たる日本銀行券（と制限された範囲で政府補助貨）のみである。しかし、任意の時点であらかじめ定められた比率で法貨との交換が保証されている金融資産は、事実上の決済手段としての社会的承認を得ることがある。というのは、常に法貨との交換が可能であるならば、逆説的に、法貨との交換を実際に行う必要は少なく、その金融資産を直接に受渡することで決済が終わったとみなして不都合はないからである。

そうしたものの代表が、銀行が提供している要求払い預金（当座預金や普通預金など）である。むしろ要求払い預金の場合には、銀行間の振替・為替取引のネットワーク・システムの存在ゆえに、その受渡しが低コストで

1) 金融機関の情報化の経緯についてのサーベイとしては、岩佐 [1990] が有益である。また、他の報告者のペーパーを参照されたい。

迅速かつ安全に行えることから、大口や遠隔地間の取引では、銀行券以上に便利な決済手段として用いられている。このために、決済手段として利用される要求払い預金を提供している銀行は、金融仲介機関としての側面に加えて、貨幣の供給機関としての側面ももっていることになる。

以上のことから、伝統的な銀行機能は、変換機能、与信機能および決済機能の3つのサブ機能から構成されることが確認された。これらの3機能は、Diamond [1989] という transformation services、asset services、liability services に順に対応している。

3. 預貸活動と情報技術革新

(1) 変換機能

一般に、回収に長期を要する投資プロジェクト（以下、長期資産と呼ぶ）の収益性の方が、短期的に回収可能な投資プロジェクト（以下、短期資産と呼ぶ）のそれよりも高いという傾向がみられ、これを迂回生産の利益という。ただし、前者のプロジェクトを短期で中断した場合の収益性は、後者のプロジェクトの収益性を下回ることになる（もしそうでなければ、短期資産は長期資産によって完全にドミナントされてしまうことになる）。以下の議論では、こうした迂回生産の利益の存在を前提とする。

他方、われわれの将来に亘る支出の予定は、前もって完全に明らかなものではなく、いわば不意の支出を必要とするかもしれない。このとき、収益性が高いからといって、すべての貯蓄を長期資産に投下してしまうことは賢明な行為とはいえ、貯蓄の一部は短期資産に振り向けておく必要がある。より具体的には、貯蓄の一部を収益性は低くとも流

動的な（例えば、在庫や貴金属などの）形態で保有することは、支出時点の不確実性というリスクに対するヘッジとして不可欠なものである。

しかし、すべての主体が孤立的にそうしたヘッジを行うとすれば、経済全体としてみたときには、貯蓄のうち不必要に多くの割合が収益性の低い短期資産に配分されてしまうことになる（こうした現象は、発達した銀行制度をもたない低開発国の経済では実際にみられることである）。たとえすべての主体が支出時点の不確実性というリスクに直面しているとしても、すべての主体がまったく同時に支出の必要性に見舞われることがある（リスクが完全に正相関している）とは考えられない。そうであれば、リスク分担を組織化することによって、社会的には短期資産に振り向けられる貯蓄の割合を低下させることが可能なのである。

すなわち、各主体の支出の必要性が実現するタイミングは、それぞれに異なったものになると見込まれるのであるから、それぞれの貯蓄をプールして合同して運用することになれば、ヘッジのために流動的な形態で保有する割合を少なくすることができ、それだけ多くの割合を収益性の高い長期資産に振り向けることができるようになる。こうしたリスク分担を実現する仕組みとしては、投資信託が直ちに想起される。しかし、吸収した資金の一部だけを支払準備として留保し、他を長期資産に運用する現行の銀行制度（部分準備銀行制度）は、それよりもより多様なリスク分担を可能にする仕組みであると考えられる。

投資信託の場合には、プール化によっても残存するリスクについては、すべての参加者が出資額に応じた均等割り（proportional）

で負担することになる。これに対して銀行制度の場合には、資金提供者は少なくとも預金者と株主という2種類の異なった範疇からなり、残存リスクは（デフォルトの可能性を無視する限り）もっぱら後者によって負担され、前者はリスク負担を免除されることになる（もちろん、それに伴って収益は後者に傾斜して配分されることになる）。個々の主体のリスク態度と保有資産額が同一ではない限り、効率的なリスク分担のためには、こうした不均等（disproportional）な形のリスク負担配分が可能でなければならない。

したがって、出資額に比例した形のリスク負担配分しか可能ではない投資信託だけではなく、より自由度の高いリスク負担配分を可能とする銀行制度が追加的に存在することによって、支出時点の不確実性というリスクに関するより効率的なシェアリングが社会全体として達成できるようになると捉えられる。こうした側面における銀行の働きが、変換機能である。変換機能の遂行によって、社会的には貯蓄のより多くの割合が収益性の高い固定的な用途に振り向けられるようになるという意味で、投資配分の効率化という利益がもたらされることになる。²⁾

ここで注意すべきことは、しばしば教科書的には変換機能は流動性を創出するといわれるが、以上の説明から知られる通りに、実体経済的な面ではむしろ流動性資産の保有を減少させることになるという点である。それゆえ、より正確には、変換機能は人々の流動性需要（支出時点の不確実性というリスクの

ヘッジ・ニーズ）をより少ない流動性実物資産の社会的保有で充足することを可能にするものと言われるべきである。変換機能が流動性資産の保有を節約するものであるからこそ、銀行にとって支払能力（solvency）のみならず流動性（liquidity）を維持することが重要となるのである。

こうした変換機能の遂行に伴う具体的な業務の内容は、預金勘定の経理と資金繰り管理である。すなわち、個々の預金者から任意の時点での払い戻しを約定する形で集めた資金をプールし、その一部だけを準備として保有し、その大宗を固定的な長期資産に運用することが変換機能の実体であるから、業務の中核となるのは、個々の預金勘定の資金の出入りを記帳・集計し、ネットでの資金ポジションの変化に応じて短期金融市場等を利用した資金繰りを行う、さらには、資金ポジションの推移を見通した上で準備としてどれだけの額をどのような形態で保有するかを決定する、といった作業である。

こうした作業は、膨大なデータ処理を必要とするものであり、早期からコンピュータ・システムの導入による合理化が図られてきた分野である。いわゆる第1次オンライン、第2次オンラインと呼ばれる動きは、勘定系システムの電算化を実現するものであった。すなわち、昭和40年代の第1次オンラインでは、科目ごとのオンライン処理と同一銀行内でのオンライン構築が達成され、昭和50年代の第2次オンラインでは、科目間の連携処理が可能になり、銀行間のオンライン化が進められ

2) ここでの変換機能の理解は、Diamond and Dybvig [1983] のそれと大枠では共通するものであるが、銀行が預金者と株主という複数の異質な請求権者をもつことを重視する点では、それとはやや異なる観点に立つものである。

Ⅱ．報告論文

た。この結果、単なるデータ処理の部分については、ほぼ自動化されるに至っている。

したがって、現在の課題は、資金繰りに関する能動的な判断に関わる部分についての、情報処理・通信技術革新の成果の導入による効率化である。事実、現下の情報技術革新を受けた第3次オンラインと呼ばれる動きは、従来からの勘定系システムの強化に加えて、判断につながる情報系システムの電算化をかなり重視したものとなっている。さらに1990年代以降は、この面を中心とした第3次オンラインの機能アップや再構築のための新たな投資の動きも出てこよう。こうした過程で、現代の銀行はしだいに装置産業化しつつあるといわれる。

資金繰りの管理は、単に流動性を維持し、払い戻しに支障なく応えられる体制を保つというだけでは、もはや十分ではなくなっている。それは、負債面と資産面の満期構造の相違から生じる利子率リスクの自覚的コントロールを通じた収益管理（いわゆる ALM）としての実質をもたなければならない。この背景には、金利自由化の進展とともに、市場金利感應的な資産・負債の割合が急上昇していることがある。そのために、利子率の期間構造の変化は、これまで以上に銀行の収益に多大な影響を及ぼしかねないものとなっているのである。

その一方で、金融先物やオプション、あるいはスワップといった新たな金融手段が利用可能になってきており、これらは利子率リスクの管理に有力な手だてを提供するものである。しかし、これらの手段を有効に活用して利子率リスクの管理を実現するためには、総体としての資産・負債のポジションがどのようなものとなっているかを迅速に把握できる

体制がなければならない。そして、そうした体制は、システム整備なしにはあり得ないものである。また、例えば現物と先物のように、複数の市場にまたがるポジションを連動した形で調整するといった複雑な操作は、システム・サポートを不可欠とする。

もちろん、将来の利子率動向に関する確な見通しを得るためには、市況情報や関連したニュースが素早く入手できる体制になっていなければならない。さらに一步進めて、得られた市況情報等に応じたポジション変更等の対応が半ば自動化された形で行われる（プログラム・トレーディングの）システムが構築されていれば、より望ましいということになろう。このように変換機能の遂行に資金ディーリング的な要素の占める比重が高まるにつれて、コンピュータ支援システムの重要性も高くなると考えられる。

関連した現象として、情報処理・通信技術の革新の進展は、よりきめ細やかなリスク・シェアリングを可能にするような金融商品の提供を可能にしている。多くのオプション条項とサービスを付加した新商品は、顧客により広い選択の機会を与えるものではあるが、きわめて多くの要素の組合せから構成されるものであるがゆえに、その提供にはすこぶる煩雑な事務処理を必要とするのが通例であり、コンピュータ支援システムなしに提供できるものではない。このことが、新商品の開発は「ファイナンシャル・エンジニアリング」であると言われる所以である。

これらのことからみて、どれだけ効率的な変換機能を提供できるかは、いまや情報処理・通信技術の成果をどれだけ活用しているにかかっているといって過言ではない状況になりつつあると考えられる。かつての勘定

元帳による経理といった銀行員に固有の熟練を要した技能は、すでにシステムに吸収されてしまっており、ディーラーの才覚といった形で現在まだ人的要素に頼っている部分も、ゆくゆくはディーラーの技能を代行するエキスパート・システムの実用化などにより、その多くがシステムによって置換されていくことが予想される。

そうした段階では、ごく少数の、しかしきわめて重要な戦略的決定だけが、経営者の課題として残されることになり、日常的な業務のほとんどがシステム処理を原則とするものになろう。しかも、経営者による戦略的な決定も、意思決定支援システムを活用する形でなされることになろう。このときには、システムは銀行業務を行う手段という位置付けから、システム＝銀行業務という位置付けに変わらざるを得ない。こうした予想される変化は、銀行業の産業組織のあり方にかかなり大きな影響を及ぼすことになると考えられるが、この点については後に5.で論じることにした。

(2) 与信機能

次に、与信機能の面に議論を移そう。ここでいう銀行の与信機能は、①事前的な審査機能、②事後的な債権管理（モニタリング）機能、③信用リスクの負担機能、および④資金提供機能の4つを一体化（bundling）したものとみることができる。このうち、前二者の①と②は、情報生産を本質とする活動であり、情報処理・通信技術の革新の影響をとりわけ強く受けている。そして、そうした影響の1つの現れとして、③（あるいは、③と④）を他の機能から切り離そうとする動き（unbundling）がみられる。

議論を簡単にするために、投資プロジェクトを実施するために外部からの資金調達が必要とされている状況を考え、プロジェクトの実行者は他に何ら資産をもっていないとしよう。このとき、資金提供に対する見返りは投資プロジェクトの成果に依存することになるので、資金提供者の立場からは、対象となるプロジェクトの収益の見込み（確率分布）を知ることが不可欠となる。しかし、こうしたプロジェクトの予想される収益分布に関する情報は、自由財ではなく、その獲得のためには無視できない費用を要するものであるのが通例である。

したがって、資金提供に先立って、対象となる投資プロジェクトの収益見込みを評価する、あるいは資金提供に値するような有望な投資プロジェクトを見出すという、情報の収集・分析を中心とする作業が必要となる。こうした作業の遂行が、ここで①事前的な審査機能と呼ぶ働きに相当する。この働きの結果、ある投資プロジェクトが十分に収益見込みの高いものであると確認され、資金提供が決定されたとしよう。資金提供の後も、成果が回収されるまで、資金提供者は投資プロジェクトの遂行過程を見守る必要がある。

投資プロジェクトの成果の実現値は、制御外にある環境要因の影響も受けられると思われるが、そのプロジェクトの実行者の努力水準にも依存しよう。すなわち、他の条件にして一定であるならば、実行者がより努力するほど、高い成果が得られる可能性は高まろう。しかし、資金提供者が監視を怠るならば、実行者は努力水準を低下させようとするかもしれない。それ以前に、提供された資金が約束されたプロジェクトの遂行以外の目的に使われてしまう惧れもないとはいえない。資金を提供

Ⅱ．報告論文

する側と提供される側の利害関心は同一ではない以上、必要な活動なしに資金提供者の権利が守られるという保証は存在しない。

資金提供者が自己の権利を保全し実現するために必要な活動を行うことが、ここでいう⑧事後的な債権管理（モニタリング）機能である。この活動の中心は、資金提供を受けたものが当初の約定内容にかなった行動をとっているかどうかを監視（モニター）し、違反した行動が発見されたときには、適切な対抗措置をとるといったものである。この意味で、⑧事後的な債権管理（モニタリング）機能も、④事前的な審査機能と同様に、情報の収集・分析（情報生産）を本質とするものであると理解できる。

情報生産の活動には、一般に規模（あるいは範囲）の経済が強く作用すると考えられる。例えば、投資プロジェクトの規模が大きく、複数の資金提供者を必要とする場合に、個々の資金提供者が個々に審査や債権管理の活動に従事するならば、重複によるロスの発生が見られることになり、ある特定の主体が代表して④や⑧を果たす方が効率的である。また、情報には相互に関連付けられることによって有用性が増加するという性質があり、この性質は、空間的な意味のみならず時間的な意味でも、範囲の経済性をもたらすものである。

こうした事情から、情報生産活動については、専門化の利益が存在するといえる。そして、銀行は、上述のような種類の情報生産活動について、専門化の利益を実現するための組織であると解釈できる。すなわち、一般の資金提供者に代行して、専門的情報生産者として審査や債権管理の活動を行うことが、銀行の与信機能の重要な内容である。ただし、

これまで銀行の与信機能は、この内容に加えて、③信用リスクの負担機能と⑨資金提供機能も一体化した形で遂行されてきた。ところが、前二者の機能と後二者の機能が常に一体化していなければならないという論理的必然性は、実は見あたらない。

とくに近年、いわゆる貯蓄の機関化（institutionalization）と呼ばれる現象が進展したことは、③と⑨を銀行が抱え込むことを必ずしも効率的とはみなせない状況を生み出している。すなわち、資金提供者が直接に個人を主体とする段階から、保険や共済組合のような機関投資家の比重が高まると、リスクの負担や資金の利用可能性を提供するという機能の面において、銀行の方がより本源的な資金提供者に比べて優位にあるとはいえなくなる。むしろ、資金提供機能の面では、準備預金義務を負っているという点で、銀行は劣位にあるともいえる。

その一方で、これまでの情報（能力や経験）の蓄積から、④と⑧の面では依然として銀行に優位があるとすれば、2つの機能群を分離して遂行するという方向性が考えられる。具体的には、パーティシペーションという形態での貸出債権の譲渡（loan sales）が、その実例としてあげられる。この形態は、新規の契約の創出を通じて、貸出債権からのキャッシュ・フローを受け取る権利だけを売却するものであり、元の権利・義務関係はそのまま残存することになる。したがって、譲渡後も、オリジネイトした銀行が債権管理の活動を継続して行うことになる。これは、まさに④と⑧を残して⑨を分離したものに他ならない。

求償権（recourse）を伴うパーティシペーションの場合には、③は銀行によって担われるが、求償権を伴わない場合には、③も分離

されることになる。さらに、同じ貸出債権の譲渡でも、アサイメントやノベーションと呼ばれる形態³⁾になると、かなり売り切りの性格が強まる。それゆえ、これらの形態の場合には、④と⑤の面での優位性を生かして、銀行が実質的に私募債引受的な業務に参入を図っているものであるとも解釈できる。一般に、他の保証業務的な活動も、与信機能から資金提供機能を除いたものとみなせる。

しかし、このように機能を細分化して遂行することは、より煩雑な事務処理を必要とする。そのために、必要な事務処理を安価かつ迅速に行える体制が背景になれば、機能切り離し (unbundling) の動きは現実化し難いと考えられる。この意味で、与信機能の分解をもたらしめている動因としては、既述の貯蓄の機関化と並んで、かつては不可能であったような大量の事務処理が情報技術革新によって安価かつ迅速に行えるようになったことがあげられる。

なお、与信機能の分解 (資金提供機能の切り離し) は、米国ではめざましい進行ぶりを見せており、その結果、米国の大手銀行はかなりの資産圧縮を実現するに至っている。これに対してわが国では、貸出債権の譲渡はまだ試行的に始まったばかりであり、資金提供機能の切り離しの動きは本格化しているとはいえない。これは、日本ではいまだ規制緩和 (とくに預金金利規制の撤廃) が徹底していないことによるとみられる。すなわち、預金金利規制の残存によって、銀行が資金調達を行うことに対して人為的に補助が与えられて

いる形になっており、資金提供機能を抱え込むことを有利とする環境が維持されているからである。

また、銀行以外の借手が直接に資金調達を行うことに対しても、様々な規制による制約がある。例えば、信販会社やクレジット・カード会社には、CP の発行は認められていないし、クレジット・カード債権等を証券化することも実現していない。セキュリティゼーション等の金融手法は情報技術革新を受けた金融面での革新であり、これらの利用を遅らせるような措置は、短期的には既存の信用秩序の維持と銀行の利益につながるようにみえるが、長期的には日本の銀行の国際競争力を弱め、金融システムを不安定なものにしかねないと危惧される。

したがって、技術革新の成果の導入を抑制することになるような規制措置については、早期に徹底した緩和が図られるべきであろう。他方、バーゼル合意に基づく新しい自己資本比率規制 (BIS 規制) の実施を契機にして、わが国の銀行の間でも資産圧縮の必要性が自覚されつつある。銀行のもつ資源を損なうことなく、資産圧縮を実現するためにも、規制緩和が必要である。具体的には、銀行以外の借手に直接に資金調達を行う手だてが与えられ、その資金調達の過程に銀行が保証提供等の形で関与するということになってはじめて、④と⑤の面での銀行の優位を生かしながら資産圧縮を図ることが可能になろう。

要するに、今後はますます、④事前的な審査機能と⑤事後的な債権管理 (モニタリング)

3) キャッシュ・フローに留まらず、貸出契約に関わる銀行の権利すべてを譲渡する (銀行の義務は残される) 場合をアサイメント (assignment) といい、権利だけではなく義務もすべて譲渡する場合をノベーション (novation) という。

Ⅱ. 報告論文

機能の面でどれだけの専門性を発揮できるかが、与信活動面での銀行経営の優劣を左右する度合が高まろう。そして、情報処理・通信技術の革新は、これら④と⑤にも直接的な影響を与えるものとなっている。例えば、データベースの拡大・普及や AI 技術の進歩は、与信判断にあたって、これまで銀行員の個人的熟練や勘に頼っていた部分をシステムによって置換する可能性をもたらしている。とくに情報技術革新は、消費者金融のような小口取引の面での与信判断の高度化に資することが期待される。

こうしたシステムによる置換の進行は、取引関係のあり方にも変化をもたらす可能性がある。これまで銀行と企業の取引関係は、とりわけわが国では、長期的・継続的な性格をもつ傾向があった。この種の長期的顧客関係が有利となることの説明要因としては、情報の蓄積効果が指摘されている。すなわち、情報の蓄積は、将来の追加的な情報の獲得を有利にするとともに、それらの有用性を高めるものである。それゆえ、初めての取引相手よりも、過去にすでに取引経験をもつ相手との取引の方が、情報費用が節約できることから、特定の相手との取引関係を継続的に維持する誘因があるというわけである。⁴⁾

しかし、この長期的顧客関係の有利性に関する説明は、蓄積された情報が移転不可能であることを暗黙の前提としている。蓄積した情報が他に移転できないならば、その価値を

実現するためには、自らがそれを活用する、即ち当該の相手と取引を続けるしかない。これに反して、蓄積した情報を転売することが可能であれば、取引を継続しなければならない必然性はなくなる。データベースの構築に要する費用は固定費であるとしても、データベースごとの転売が可能であれば、サンク・コストとはならない。

確かに、情報の蓄積が銀行員の経験という人的要素と深く結びついた形態を取っているならば、その移転のためには人材ごと譲渡するといったことが必要であり、企業買収や合併といったことでもない限り、移転は難しいといえた。しかし、データベース・システムという人的要素と分離可能な形で、情報の蓄積が行われるようになれば、そのシステムを売ること、蓄積された情報を移転し、その蓄積に要した費用を回収することが可能となる。この意味で、情報技術革新の進展は、長期的顧客関係の有利性を低下させ、取引関係の流動化を促進するものとなる可能性がある。⁵⁾

他方、ファーム・バンキング (FB) やホーム・バンキング (HB) の実施は、取引関係の固定性を高めるとみる向きが多い。この見方は、こうしたサービスを受けるために企業や家計が必要とする端末装置等が現状では銀行ごとに specific なものであり、その設置に必要な費用がサンク・コストとなることに根拠をもつものである。しかし、今後、装置の

4) 筆者自身も、かつてこうした説明を行ったことがある。池尾 [1985] pp.119-123 を参照。

5) 長期的顧客関係が有利となることについての、もう 1 つの代替的な説明は、現在の行動を将来の取引条件と関連づけることが可能になり、それによってモラル・ハザード的行動が抑止され易くなるというものである。しかし、この点についても、モラル・ハザードの抑止のために必要な条件は、現在の行動がいかなるものであるかが将来の取引相手に情報として伝達されることであり、同一の相手と取引を続けること自体が不可欠なわけではない。

標準化が進む、あるいは専用端末ではなく、一般のパソコン等が手段としてより容易に使えるようになれば、FB や HB が取引関係の固定化につながるという傾向は弱まってくるとも考えられる。さらに顧客側の利便性の観点からは、個別銀行ごとにしか FB や HB が利用できないことや、そうしたサービスがあまりに差別化の手段として用いられることは望ましくない。むしろ金融 VAN が介在することによって統合的にサービスが受けられるようになった方が、利便性は高まるといえよう。

また、これまで銀行は、後述の決済機能をもっていることから、顧客の資金流を把握することができ、情報の獲得（とりわけ、顧客の信用状況のモニター）において優位にあるといわれてきた。しかし、情報技術革新の進展は、こうした優位性を低下させる可能性がある。資金流は、物流や商流から派生するものであり、後者の方がより本源的である。ただし、従来は物流や商流の状態を意味のある情報の形で掌握することが難しく、掌握可能な情報源としては資金流が最も基本的なものといえた。ところが、流通 VAN 等の発達によって、こうした事情は大きく変化しており、より本源的な物流や商流の様子が意味のある情報として掴めるようになってきている。

このことは、物流や商流という本源的な情報源にアクセスできる主体（例えば、流通業者など）の方が、資金流という派生的な情報源にアクセスできる主体（銀行）よりも、情報の獲得において優位を占める可能性のあることを意味している。これまでも、商社金融と呼ばれる現象が知られており、特定の借手グループについては、銀行が直接に融資をするよりも、それらと商業取引のある商社を

通じる方がよりの確な資金配分が可能になると考えられてきた。今後は、各種の情報ネットワークの発達と並行して、こうした商社金融的な現象がより拡大された規模でみられることになるかもしれない。

4. 決済機能と情報技術革新

決済手段と非決済手段との間に、超歴史的な区別が存在するわけではない。いかなる資産であれ、一般に受け入れられ（最終的には法的な承認を受けられ）れば、決済手段となることができる。しかし、特定の資産が決済手段として一般に受け入れられるようになるためには、その資産の受け渡しが低コストで迅速かつ安全に行えることが、前提として不可欠であると考えられる。こうした前提は、自然に満たされるものではなく、そのための一定の機構（メカニズム）が存在してはじめて充足されるものである。

例えば、銀行預金についても、それを明確に決済手段としてみなせるようになったのは、それほど古いことではない。銀行間の振替・為替取引のネットワーク・システムが全国規模で確立するまでは、流通現金のみが決済手段としての実体を唯一もつものであり、銀行預金は、貯蓄手段ではあっても、真に決済手段足り得るものではなかった。換言すると、銀行預金が決済手段となったのは、それを決済手段として用いることを可能とする機構（メカニズム）が出来上がったからである。

こうした決済手段の受け渡しに関わる機構が、決済機構である。そして、決済機構がどのような姿をとり、結果としてどのような資産が決済手段として専ら用いられることになるかは、その時期のその国における取引の慣行や利用可能な技術の内容を反映して決まる

II. 報告論文

ものである。現行の銀行預金を決済手段としている決済機構も、その例外ではなく、一定の技術的基盤の上に成立したものである。したがって、技術的基盤に変化があったときには、決済機構のあり方にも強い影響が及ぶことが予想される。

こうした影響について検討する前提として、現行のわが国の決済機構の概要についてごく簡単に確認しておこう。現行の決済機構の基本的な仕組みは、顧客と顧客の間の債権・債務関係を銀行と銀行の間の債権・債務関係に置き換え、その上で、銀行間の債権・債務関係については個別的に決済するのではなく、一定期間集積し、そのネットの値だけを決済するというものである。このために、銀行間では④送金データを通信・処理する（メッセージ交換）システムと⑤実際の資金の受け渡しを行うシステムが必要となる。

このうち④の部分は、手形交換所制度と全銀データ通信システムが中心となっている。歴史の古い手形交換所制度に対して、全銀システムは、1973年に発足したエレクトロニクス化されたシステム（1987年からはレベル・アップした第3次全銀システムが稼働開始）であり、近年の取扱い件数では手形交換所を陵駕するなど、重要性を強めている。また、⑤の部分は、日本銀行が各民間銀行の保有する中央銀行当座預金の振替を行うことによって処理されており、1988年秋からは日銀ネットの稼働に伴い、オンライン化が実現している。

顧客と銀行の間のやり取りに関しては、伝統的には、小切手や店頭での申し込みを主な手段としていたが、最近ではファーム・バン

キングや銀行 POS が普及しつつあるとともに、現金自動支払機（CD）・自動預払機（ATM）による自動化が進んでいる。なお、CD・ATM に関しては、複数の金融機関にわたる接続が実現しており、全国規模の業態別のネットワークや地域別の業態を超えたネットワークの成立をみている。さらに、1990年になって業態間の中継センターである MICS システムが完成したことに伴い、すべての民間金融機関の CD・ATM 網間での相互利用が急速に実現しつつある。

要するに、わが国の決済機構は、その仕組み自体は従来と同一のものであり続けているが、情報処理・通信技術の革新を受けて、その具体的な手段についてはエレクトロニクス化されてきているといえる。この限りでの情報技術革新の影響は、いわば量的なものである。しかしこれと並行して、現下の情報技術革新は、長期的には、決済機構の仕組みそのものの変更を誘発するという、いわば質的な影響を及ぼす可能性がある。そして、そうした可能性の萌芽のいくつかは、すでに観察されていると思われる。

このうち量的な影響は、文字どおり、取扱高の量的な増大というかたちで表われている。すなわち、エレクトロニクス化に伴う利便性の向上は、利用の著増をもたらしている。例えば、全銀システムを利用した全国銀行内国為替制度の1日平均取扱高は、1979年度に9,177億円（735千件）であったものが、1989年度には68,138億円（2,381千件）に増加している。この10年間で増加は、金額で7.42倍（成長率22.2%）、件数で3.24倍（成長率12.5%）である。⁶⁾

6) データは、全国銀行協会連合会『金融』による。

しかし、銀行間の債権・債務関係については個別的に決済するのではなく、一定期間集積し、そのネットの値だけを決済するという現行の仕組みの下では、取引高の拡大は、決済前に集積される銀行間の債権・債務額についても拡大させることになる。このことが、決済機構に関わるシステム・リスクの懸念が近年とくに強まっている事由である。ここでシステム・リスクとは、広義には、物理的ダウンや犯罪の危険をも含むが、狭義には、システムに参加しているある主体が支払い不能に陥った場合に、それが他の主体の支払い不能を誘発するという連鎖反応が生じ、システム全体の混乱がもたらされるというリスクのことである。

すなわち、銀行間の債権・債務額が膨大なものになっているほど、1銀行の支払い不能が他行に与える損害は大きくなりがちであり、損害を受けた銀行がそれを吸収しきれずに、再び支払い不能に陥る蓋然性は高くなる。また、決済機構の利用が増大しているほど、それが機能麻痺に陥ったときに社会に与える損失は大きなものになると考えられる。便利であり、それゆえよく利用されているシステムほど、停止したときにもたらされる混乱は著しいものとなりがちである。

支払い不能は、支払い能力 (solvency) が毀損されたときに生じるだけではなく、支払い能力そのものには問題がないにも関わらず、コンピュータの故障等を原因にして生じることもある (米国で実例がある)。この面では、保全の徹底や予備システムの設置を図りながら、最終的にはノー・ダウン・システムの構築へ向けて努力して行くことが必要であろう。このとき、単に機械装置の安全性だけではなく、誤操作、不正操作 (いわゆるコ

ンピュータ犯罪)、意図的破壊活動などの人的要因による事故に対する配意も重要とみられる。競争促進という観点だけではなく、こうした安全確保という観点からも、複数のネットワーク・システムが競合しているという状況の方が、互いに他の予備システムになり得るという意味で、単一のシステムが独占的に存在している状況よりも望ましいと考えられる。

こうしたハード面の対策と並んで、システム・リスクを軽減するために現在採用されている経済的な対策には、④特定行に対する与信額やある銀行が負えるネットの負債額に上限 (cap) を設けること (仕向超過限度額管理システムなど) と、⑤中央銀行が支払い不能銀行分を立替支払いする措置の導入がある。しかし、これらの対策はいずれも、便益だけではなく、費用ももたらすものである。すなわち、現行の決済機構の仕組みの下では、④は利便性の犠牲と裏腹のものである。また、⑤は、民間銀行の経営規律の低下を代償とするものである。

これらに対して、⑥取引終了時を待たずに、ネットィング可能な債権・債務はネット・アウトしていく (obligation netting) という措置の導入が新たに検討されている。この措置は、銀行間での債権・債務関係を個別的にネット・ベースのものに切り替えて行くことによって、未決済額の累増を回避しようとするものである。ただし、この場合でも、資金決済 (決済手段の受渡し) それ自体についてまでは、個別的・同時的に行うことは意図されていない。というのは、現行の技術的基盤を前提としたとき、個別的・同時的に資金決済 (決済手段の受渡し) を行うことは明らかに非効率なことであり、できるだけ集中・集

Ⅱ．報告論文

積化をはかり、一定の時間間隔ごとに差額戻だけを決済することが効率的なことであるからである。

しかし、情報処理・通信技術の革新の展開とともに、資金の受渡しそのものも電子的信号の授受のかたちをとるようになると、リアル・タイムでの決済も費用的に引き合うようになっていく可能性がある。すなわち、EFTS化の一層の進展によって④メッセージ交換と⑤資金の受渡しをとくに分離して考えなくてもよくなれば、obligation netting と payment netting をシンクロナイズさせて済ませることも、十分に考慮に値するものとなるだろう。こうした仕組みを徹底させれば、未決済残高の発生をほとんどなくすることが可能ならずであり、そのときシステム・リスクも除去できることになる。

ただし、こうしたリアル・タイム決済への移行は、決済機能と銀行の関わりにも根本的な変化をもたらすものである。これまでの銀行が決済機構の独占的な担い手であったことは、その仕組みが一定期間ごとの差額決済を基本としており、その結果必然的に未決済残高の形成と結びつかざるを得なかったという事実をもっとも基本的な背景としている。それゆえ、与信機能をもった者でなければ、効率的に決済機能を遂行することができなかったのである。ところが、もしすべての決済が同時に処理されるようになれば、上述のように、決済機能の提供が未決済残高の形成と結びつく必要がなくなると同時に、与信機能を有する者（銀行）が決済機能の提供においてとくに優位性をもつ理由もなくなる。

すなわち、このとき、与信機能と決済機能の間にもはや範囲の経済が作用するとはいえなくなり、2つの機能が単一の主体によって

担われる根拠は失われる。したがって、与信機能の提供においては銀行が依然として優位を保つとしても、決済機能の遂行においては、むしろ情報処理や通信の技術において優れたスキルやノウハウをもつ主体（例えば、VAN 業者）、あるいは決済の必要性が生じる原因である商流や物流に近い位置にいる主体（例えば、流通業者）の方が優位性をもつことになるかもしれない。

また、リアル・タイム処理が原則となれば、銀行預金のように常時一定比率で法貨との交換が保証されている金融資産でなければ決済手段足り得ないということもいえない。確かに、決済手段となるためには、決済の処理に要する期間中は法貨（表示単位）との交換比率が変化しないことが不可欠であろう。しかし、処理時間が瞬間であれば、あらゆる資産の価値も特定の瞬間には確定しているのであるから、問題は生じないことになる。少なくとも、公共債を中心に運用していて元本割れの惧れの少ない投資信託の受益証券（中期国債ファンドなど）であれば、決済手段化することは可能であり、事実、スウィープ契約等を通じる形で実質的な決済手段化が進行している。

以上論じてきたように、情報処理・通信技術の革新は、既存の決済機構をエレクトロニクス化することによって高度化させるという（量的）影響に加えて、より将来的には、決済機能の仕組みそのもの（その結果、担い手や手段）を変更させるという（質的）影響を及ぼす可能性がある。後者の質的影響の萌芽とみられる現象は、現行の仕組みのうち、既述の部面のみならず、顧客と顧客の間の債権・債務関係を銀行と銀行の間の債権・債務関係に置き換えるという部面についても生じ

ている。

具体的には、顧客と顧客の間の債権・債務関係を直接ネット・アウトして行うとする動きがみられる。こうした動きの中で、おそらく最もよく知られている例は、医薬品小売店チェーンであるファルマの「ワンデイペイメント・システム」であろう。⁷⁾ ファルマ本部は、問屋（複数）と加盟小売店間の受発注データを集計管理しており、そのデータを基に決済についても共同口座を利用した集中処理を実現している。すなわち、個々の小売店は、各問屋ごとに支払いを行う必要がなく、全問屋分を一括して共同口座に振り込む。そして、共同口座から、全加盟小売店分の受取額が個々の問屋の口座に振り替えられる。

こうした流通 VAN の代金一括回収システムによって、問屋数を m 、小売店数を n としたとき、必要な決済件数は $m \times n$ から $m+n$ に削減されることになる。また、特定の企業グループ間でも、流通 VAN 的な機能を果たすセンターを設けて、直接ネット・アウトを行う動きがみられる（山陽国策パルプ・グループの SKP 決済機構など）。商流データの集計管理を司っている流通 VAN が、得られたデータを基に参加者間の債権・債務関係のネット・アウトを行うことは、範囲の経済性が作用することが強く期待される自然な周辺業務と考えられる。

これらは、EDI (Electronic Data Interchange) と呼ばれる活動の実例に他ならない。EDI は、広義には文字通り電子的に何らかのデータを交換することを意味するが、より狭義には受発注データから資金決済データまでを一括して電子的に交換することと定義され

る。この定義から明らかなように、EDI は、受発注データの処理は流通業者の業務、資金決済データの処理は銀行の業務といった伝統的な業務区分を時代遅れなものとする動因となり得るものである。すなわち、銀行は EDI 業務に乗り出すことによって新たなビジネス機会をつかめる可能性があるとともに、流通業者がそれに乗り出すことによって、銀行による決済機能の独占状態が大きく突き崩される可能性もある。

もっとも、現在の流通 VAN には、決済の必要性を削減することはできても、決済を完了させてしまうことはできないという弱点がある。もちろん、ネット・アウト尻を中央銀行券の受渡しで完了させることは、原理的には可能である。しかし、こうしたやり方は、ネット・アウト尻を銀行に持ち込み決済するのに比べて、はなはだしく能率が悪い。この完了性の欠如は、純粋に技術的な限界というよりは、中央銀行が流通 VAN 業者には当座預金口座の開設を認めていないことに起因するものである。したがって、仮に将来、中央銀行が流通 VAN にも当座預金口座の開設を認める、あるいは大口決済用に現在のペーパー・ベースの中央銀行券に代わる手段（電子銀行券のようなもの）を提供するようになれば、流通 VAN だけで決済をすべて完了させることができるようになる可能性もある。

5. 諸機能の解き離しと括り直し

特定の機能が、特定の経済環境や技術的基盤とまったく無関係に、いわば超歴史的に特定の機関の固有の機能であり続けるということは、はなはだ考え難いことである。これと

7) ファルマの事例については、金子 [1986] pp.88-91 でも紹介されている。

Ⅱ．報告論文

は逆に、技術的基盤に根本的な変化が生じたときには、機能の割当にも変更が生じるとみなすべきであろう。実際、かつて銀行機能は商業機能の中に包摂されていた時代があり、その後、現在のように銀行機能は商業機能とは分離して営まれるようになった。そして、これまでの考察から導かれる第1の予測は、今後、再び銀行機能（の一部）が商業機能の中に取り込まれるようになる時代を迎えるかもしれないということである。

すなわち、情報処理・通信技術の革新に伴って、与信機能、決済機能の一部の面では、物流・商流により近い位置にいる流通業者が銀行に対して優位をもつ可能性がみられる。これは、新しい技術的基盤を前提にすると、流通業務と与信機能、決済機能の一部の間には、かなり強く範囲の経済性が作用すると考えられることに基づく。既述のように、物流や商流のデータに直接にアクセスできることは、借手の信用状態を評価・モニターすることを容易にすると考えられるし、それらのデータを利用して債権・債務関係のネット・アウトを図ることは、データ処理の観点からは単なる延長線上の活動に他ならない。

とくに費用の嵩み易い小口のリテイル金融の分野では、こうした範囲の経済性を活用することで、既存の銀行よりも流通業者の方が、かなり低価格でも採算をとってサービスを提供することができると期待される。例えば、いわゆるサンデー・バンキングや24時間営業を実施することは、利用者の利便性を高めるものではあるが、銀行にとっては極めて費用のかかることでもある。しかし、すでに休日や終夜にも営業をしている小売業者が同種のサービスを提供する場合には、追加的な費用は相対的に少なく済むものと考えられる。

また、大都市部においては、銀行の店舗網よりも、コンビニエンス・ストアのそれの方が密度が高いから、個人利用者の立場からは、後者の店舗から一定の金融サービスが受けられるならば、その利便性の向上は著しいといえよう。

こうしたことからみて、銀行業と流通業の間では、機能配分に関しての新しい括り直し（棲み分け）が求められることになろう。与信機能についていえば、プロジェクト評価や財務判断が重要な案件については、依然として銀行が主役を果たすことになろうが、短期の販売金融的な部分については、流通業者や（金融子会社を通じて）一部の製造業者も重要な役割を演じるようになる、といった姿が予想される。そして、決済機能についていえば、高い安全性（セキュリティ）を要求される大口資金の受け渡しに関しては、銀行が従来通りの独占を続けるべきであるとしても、個人に関わるごく少額の資金流通の面では、流通業者等の本格的参入が認められてよいと思われる。

この種の機能配分の変更は、必ずしも銀行業と流通業の間の競合の高まりだけを意味するものではなく、両者の間の新たな協調や提携の形成という側面も伴うものである。すなわち、流通業者の金融業務への参入は、銀行が流通業者と提携し、その店舗を代理店として活用するという形態をとることで進行するかもしれない。ただし、こうした提携が可能となるためには、店舗行政等の規制面での対応の変化が必要である。また、決済機能へのノンバンクの参入が進むとすれば、公的セーフティ・ネットの提供体制のあり方についても、当然にかなりの見直しが必要となろう。最近のプリペイド・カードをめぐる議論は、

こうした見直しの必要性を提起するものであった。

第2の予測は、資金提供機能が銀行機能の不可欠な構成要素とはなくなる可能性があることとみられることである。本来、資金市場が（リスクを負わない裁定取引で利益をあげる機会を残さないという意味で）効率的であれば、資金を借り入れ、それを他に転貸するという行為だけでは、何らの利潤も得られないはずである。しかるに、これまでの預金金利規制下では、預金として調達した資金をマネー・マーケットで運用すれば、それだけで一定の収益が保証されるような状況があり、すべての銀行が資金吸収と提供の活動に携わることを有利としてきた。そのために、資金提供機能は銀行機能の不可欠な構成要素とみなされてきた。

しかし、利潤は、資金を単に移転させることからではなく、その過程での審査、債権管理、リスク負担といった活動、あるいは変換機能の提供から生み出されるものである。したがって、規制を通じる人為的な補助が撤廃された後では、与信機能の遂行にあたって、資金提供機能を分離する動きが強まることが予想される。準備預金義務、預金保険料負担、自己資本比率規制等の存在を考慮すると、銀行本体が資金調達・提供を担うことは有利とはいえず、⁸⁾最終的借手が直接に資金調達を行う形態をとった方が、規制課税（regulatory tax）的な費用の節約を図れるという利点がみられることになる。

最終的借手が直接に資金調達を行うには、情報技術革新の成果を駆使したセキュリタイ

ゼーション技術が活用される必要があり、銀行は、その過程をサポートするための（審査や保証などの）諸機能を提供することで、手数料収入を得ることになる。こうした変化は、換言すると、銀行が情報サービス業者としての本質を鈍化していくプロセスとも理解できる。したがって、この変化には、周辺の情報ビジネスへの進出という業務拡大機会が伴っていると同時に、情報能力面で弱体な銀行は収益を維持していくことが困難になるという恐れがある。

また、変換機能の提供面での競合は強まろう。機関投資家の成長は、それ自体が情報技術革新の進展を動因としたものであるとみられるが、個人・家計に対する変換機能の提供者の拡大を意味している。さらに、資産蓄積の増加と人口構成の高齢化といった変化は、個人・家計の流動性需要そのものの伸びを相対的に低下させ、預金以外の貯蓄性や保険性の高い間接証券への需要を拡大させるように作用している。したがって、変換機能の提供面からみても、預金吸収活動はそれほど収益性や成長性の高い分野ではなくなる公算が高い。それゆえ、わが国においても、すべての銀行がリテイル部門をもつという体制が崩れ、リテイル部門を分離しホール・セールに特化する銀行の出現することが見込まれよう。

第3に、銀行活動のあらゆる側面で情報処理・通信技術の利用の重要性が増すにつれて、情報処理や通信に関わるシステムが、銀行業務を遂行する上での手段という位置付けから、むしろ銀行業務の実質そのものを構成

8) ただし、預金保険料負担が課税にあたるかどうかは、預金保険の提供を通じる政府保証の価値に比べて、それが過大であるか過小であるかによって判断されねばならない。

Ⅱ．報告論文

するものという位置付けに変化すると予測される。このことに伴い、ますます銀行の装置産業化が進むことになり、銀行は競争力を維持するためにも巨額のシステム投資をしなければならないと、とくに中小金融機関には過大な負担になるといわれている。

しかし、個々の銀行が自らシステム投資を行わなければならないと決めつける必要はないと思われる。例えば、システム投資を専門とする企業が一方にあり、個々の銀行はその企業からリースしてシステムを利用する、といった産業組織形態もありえよう。この場合のシステム投資を専門とする企業の候補としては、既存の業界団体（例えば、信用金庫であれば、全国信用金庫連合会）を母体とすることも考えられるが、まったくの新規参入が図られてもよい。米国でCD・ATM網を運営しているのは、業界団体ではなく、独立した企業である。こうした組織形態がとられた場合には、中小金融機関がシステム投資負担の面からとくに不利になるということはないだろう。

ただし、既述のようにシステムが銀行業務の実体そのものとしての性格を強めている中では、特定のシステム設定者のシステムを共用する銀行は、それぞれは経営的に独立した存在であり続けるとしても、機能的には、特定のフランチャイズの加盟店のような役割を演じることになるだろう。一般にフランチャイズの資本関係は多様であり得るものであり、システムの共有は、資本面での結合を意味するものではない。また、電気通信産業では、回線（ネットワーク）の所有者と運営者が別の企業であることは、決して珍しいことではない。これらのことからみて、銀行業においても、システム設定者を別企業として想定でき

るならば、組織の合併が必ずしもシステム共有や機能的連携の不可欠の前提とはならないと考えられる。

したがって、今後の銀行業の産業組織のあり方を予想する上では、システム投資を専門にするような（いわばメタ・レベルの）企業の出現する誘因が存在するかどうか、大きなポイントになると思われる。さらに、そうした企業が出現する誘因があるとしたとき、その候補が業界団体を母体とするものか、電気通信産業からの参入者であるのか、あるいは都銀上位行等の大銀行であるのかは、銀行業の産業組織の競争的性格にかなりの影響を与えることになるだろう。もちろん、こうした企業の出現が起こらないとすれば、自らシステム投資を行う能力をもった大手銀行のみが今後ますます優位を占めていくことになるという可能性も、否定できないシナリオとして残ることになる。

最後に、これまでの考察から導かれる政策的含意（あるいは、政策に関わる提言）を3点ほど述べて、結びとしたい。第1点は、既存の秩序や既得権益を保持しようとして、技術革新の成果の導入を抑制するような政策スタンスはとるべきではないということである。これだけ技術革新が加速化しており、その成果をどれだけ活用できるかが企業の競争力を規定するとみられる状況で、技術革新の成果の採用を遅らせるような対応を行うことは、意図はどうかあれ、結果的には、日本企業の国際競争力の基礎を掘り崩すことになりかねない。技術の展開過程はあらかじめ予見しきれものではない以上、その過程を人為的に制御できるかのような錯覚に陥るべきではない。むしろ技術の展開過程は、率直に自然過程として受け入れていくような政策スタ

ンスが適切であろう。

第2点は、公的セーフティ・ネットの提供体制についての見直しを本格的に進めていく必要があるということである。従来の公的セーフティ・ネットの提供体制は、銀行に対する取り付けの発生といった事態が金融制度の安定性に対する脅威の主要な形態であることを前提として設計されている。しかし、金融制度に対する脅威の現代的な形態の中心は、システム・リスクの重要性にみられるように、そうした古典的な脅威の形態とはかなり異なったものとなってきた。したがって、公的セーフティ・ネットの提供体制についても見直されてしかるべきであり、新たな技術的・経済的環境に適合したものに改編されるべきである。

第3点は、ネットワークのもつ基本的な外部経済性を考慮したとき、標準化やルール作

りといった面での公的当局の指導性の発揮が求められるということである。公的当局の役割は、本来、市場活動に統制を加えることにあるのではなく、市場の失敗が生じないようにするための基盤（インフラストラクチャ）の整備や公共サービスの供給にある。とくに決済機構が今後とも効率的で安全なものであり続けるためには、それが技術的に頑健なものであることが優先的前提であり、そうした頑健性が実現されるような環境整備に政策の主眼が置かれるべきであろう。このことは、上で第1点として述べたことを別の角度から言い換えたものに過ぎない。

以 上

[京都大学経済学部助教授]

【参考文献】

池尾和人、『日本の金融市場と組織—金融のミクロ経済学—』東洋経済新報社、1985年

岩佐代市、「金融機関の「情報化」をめぐる—EBの展開を中心とする「情報化」の現状と動向—」、情報産業研究班、『情報化の進展と現代社会』、関西大学経済・政治研究所、1990年

金子郁容、『ネットワーキングへの招待』、中公新書、1986年

Diamond, D.W., "Asset Services and Financial Intermediation," Bhattacharya, S. and G.M. Constantinides, eds., *Financial Markets and Incomplete Information*, Rowman & Littlefield Publishers, 1989.

———, and P.H. Dybvig, "Bank Runs, Deposit Insurance, and Liquidity," *Journal of Political Economy* 91 (3), 1983, pp.401-419.